

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本県は、少子高齢化の進展に伴い、人口減少や生産年齢人口の減少が見込まれており、さらに、令和元年房総半島台風等、頻発する大規模災害や新型コロナウイルス感染拡大による新たな課題にも直面している。こうした中、持続可能な活力ある社会を実現するためには、男女が互いを尊重し、ともに責任を分かち合いながら一人ひとりが個性と能力を発揮して活躍できる社会の実現を目指して引き続き取り組んでいくことが重要である。

本計画では、これまでの取組状況や、社会経済情勢の変化、県民意識調査の結果を参考に、第4次計画の一部を見直すとともに、令和3年度からの5年間の計画を策定する。

2 計画の位置付け

- (1) 男女共同参画社会基本法に基づく法定計画であり、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく推進計画としても位置付ける。
- (2) 千葉県総合計画や県の関連諸計画との整合性を図る。

3 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

4 男女共同参画を取り巻く千葉県の状況

- 少子高齢化の進展、生産年齢人口の減少が見込まれる。
- 大規模災害や感染症拡大の影響。
- 行政に対し、子育てや介護中であっても仕事を続けられるよう支援することや、働き方の見直しを求める者が多い。
- 政策方針決定への女性の参画は依然低水準。
- 女性に対する暴力根絶への問題意識。女性の約3人に1人が配偶者から被害を受けたことがあると回答。
- 男女の平等意識において、社会全体において男性優遇と感じている人の割合は約7割と依然高い。

第4章 推進体制

1 様々な主体との連携

- (1) 県における推進体制の充実・強化
- (2) 千葉県男女共同参画センターの機能強化
- (3) 市町村との連携強化
- (4) 県民・民間団体との連携強化
- (5) 国及び各都道府県との連携・協力

2 計画の適正な進行管理

第2章 基本計画

〔基本理念〕

日本国憲法（個人の尊重と法の下での平等）
男女共同参画社会基本法の5つの基本理念（「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行についての配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際的協調」）

